

覺

一最初与右衛門宅江受入候者八十左衛門松左衛門
十右衛門角助傳之丞勘兵衛それゝ続テ
拾人程も受入候事

一脇指ハ廿三日之夜茶之間大神宮の棚
下板戸に立掛有之候翌廿四日代役共
見分之節ハ右脇指与右衛門居間西
窓下ニ有之候尤汚所等相見不申候事

一与右衛門死骸之義御出役御見分之節
同様最初ハ右場所ニ而別段相替義
無之尤衣類之義脊付ニ着両袖共

手を通ふし仰向ニ相果居申候且杵
等有所血のたり居候所等も同断之事

一平常与右衛門義寐間大戸棚之脇ニ寐テ
居候得共廿三日夜ハ妻之平常寐候
場所に相果居候事

一妻夜具ハ与右衛門相果居候脇西窓下
の壁にたゝみ掛置申候事

一与右衛門居間入口板戸最初壺尺程明ケ置
尤其所に莖も其儘さげ置候事

一与右衛門寐間入口之際茶之間藁莖ニ廻り
三四寸通り血壺ケ所又壺式寸通り血式三ヶ所
付居候事

一茶之間炉端亭主座ニハ上に野良半縁
取敷置下タ莖之東之角ニ七八寸通り
位江血染付候を洗落し候跡有之候事

一 寐間ニ有之候杵柄穴際を折居血杯

少も不付趣一同見請候段申之候

一 庭ニ掛置候杵式挺之内壺挺ニ少々

血付居候様にも一同風聞承り候得共

何れも睨与不見請趣一同申之候

一 三尺入口ニがつぼこも二而雪囲いたし

置内手格子其儘三尺土間にハ壁付ケ

にはんの木柴等五六尺積置其脇にハ

割木式尺高サ位イ積置通路不出来

様子又右端所障子ハ一向明候様子無之

候此義代役儀三郎杯睨与見請申候

尤障子中程ニ内手と丸(凡)三寸位なめ切指

三四本ニ而外手江押出し候様子右穴ハ

彼之仕事いたし候節若シ哉外トヘ

人ニ而も参り掛り候哉如何と雪囲之

ひくき処ゆへのぞき見候事と被察候

扱三尺口之処ハ出入之足跡等一向無之事

字は「丸」だが「凡」
と読むと意味は自然

およそ

○読み下し

おぼえ
覚

一 最初与右衛門宅へ受け入れ候者は十左衛門松左衛門
十右衛門角助傳之丞勘兵衛、それより続けて
拾人程も受け入れ候事。

一 脇差は二十三日の夜、茶の間大神宮の棚
下板戸に立て掛けこれ有り候。翌二十四日代役共
見分の節は右脇差与右衛門居間西
窓下にこれ有り候。尤も汚れ所等相見申さず候事。

一 与右衛門死骸の義御出役御見分の節
同様、最初より右場所にて別段相替る義
これ無し。尤も衣類の義背付に着両袖共

手を通し仰向けに相果て居り申し候。且杵^{かつ}
等有る所血のたれ居り候所等も同断の事。

一 平常与右衛門義寢間大戸棚の脇に寝て
居り候えども、二十三日夜は妻の平常寢候
場所に相果て居り候事。

一 妻夜具は与右衛門相果て居り候脇西窓下
の壁にたたみ掛け置き申し候事。

一 与右衛門居間入口板戸最初一尺程開け置き、
尤も其の所に薙^{むしろ}も其の儘^{まま}さげ置き候事。

一 与右衛門寢間入口の際茶の間藁薙^{きわ}に廻り
三、四寸通り血一ヶ所又一、二寸通り血二、三ヶ所
付き居り候事

一 茶の間炉端亭主座には上に野良半縁
取り敷置き下た薙^しの東の角に七、八寸通り

位へ血染付き候を洗落し候跡これ有り候事。

一寝間にこれ有り候杵柄、穴際より折れ居り血抔など少も付かざる趣一同見請け候段これ申し候。

一庭に掛け置き候杵二挺の内一挺に少々

血付き居り候様にも一同風聞うけたまわ承り候えども、

何れも睨いすと見請けざる趣一同これ申し候。

一三尺入口にがつぼこも（真菰の菰）にて雪囲いたし

置き内手格子其の儘、三尺土間には壁付けうちて

に榛の木、柴等五、六尺積み置き其の脇には

割木二尺高さ位い積み置き通路出来ざる

様子。又右端所障子は一向開き候様子これ無く

候。此義代役儀三郎杯睨などと見請け申し候。

尤も障子中程に内手よりおおよ凡三寸位なめ切指

三、四本にて外手そとてへ押出し候様子、右穴は

彼の仕事しごといたし候節、若しや外そとへ

人にて参り掛り候や如何と雪囲の

低き処ゆえのぞき見候事と察せられ候。

扱三尺口の処は出入の足跡等一向これ無き事さて。